

八王子市暴力団排除条例をここに公布する。

平成23年12月15日

八王子市長 黒 須 隆 一

八王子市条例第23号

### 八王子市暴力団排除条例

#### (目的)

第1条 この条例は、暴力団が市民の生活や社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって市民及び事業者の安全安心が脅かされることのないよう、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

#### (基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民の生活や社会経済活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこ

と、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民、事業者及び警察その他の関係機関と相互に連携し、及び協力して推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民、事業者及び警察その他の関係機関と連携を図り、及び協力を得て、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、警察その他の関係機関に対し当該情報を提供するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市又は警察に対し、当該情報を提供しよう努めるものとする。

(不当要求行為に対する措置)

第6条 市は、暴力団関係者から職員に対して法第9条第15号から第20号までに掲げる行為その他の違法又は不当な要求があった場合には、これを拒否し、公務の適正かつ円滑な執行を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第7条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団関係者を市が実施する入札に参加させないなどの必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設における措置)

第8条 市長、教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、公の施設の使用又は利用が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該使用又は利用を承認せず、又は当該使用又は利用の承認を取り消すことができる。

(給付金の交付における措置)

第9条 市は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者に対する支援等)

第10条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除に積極的に取り組むことができるよう、暴力団の排除に関し、広報、啓発等の活動を行い、及び相談の機会を設けるなどの必要な支援を行うものとする。

2 市は、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するため、相互に協力関係を構築することを目的として、警察その他の暴力団の排除に取り組む団体と協定を締結するものとする。

(青少年の教育等に対する措置)

第11条 市は、その設置する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校に限る。)において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするため、指導、助言等の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する教育の目的を達成するため、市内に所在する学校及び青少年の育成に携わる者が青少年に対して教育、助言その他適切な措置を講ずることができるよう、警察その他の関係機関と連携し、情報の提供、指導、助言等の支援を行うものとする。

(個人情報の収集及び提供)

第12条 八王子市個人情報保護条例(平成16年八王子市条例第33号)第2条第2号に規定する実施機関(以下「実施機関」という。)及び指定管理者は、この条例に基づく暴力団の排除のために必要となる同条第1号に規定する個人情報(以下「個人情報」という。)を、必要かつ最小限の範囲内で収集することができる。

2 実施機関は、この条例に基づく暴力団の排除のために必要があると認めるときは、実施機関が保有している個人情報のうち必要と認めるものを警察その他の関係機関に提供することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。